青森県報

第千百四十五号

令和八年十一月二十日（金曜日）

目　次

告　示

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……（水産振興課）…一

○漁船保険付保義務の発生……（下北農林水産事務所、むつ水産事務所）…二

公　告

○農用地利用集積等促進計画の認可……（構造政策課）…二

教育委員会

○学校職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……（教職員課）…三

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……（事務局）…三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…（同）…三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……（同）…四

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……（同）…四

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…（同）…四

告　示

青森県告示第五百八十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二十日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

二の表佐井村第一区域の項を次のように改める。

佐井村第一区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字牛滝、字牛滝川目、字牛滝屋敷裏及び字細間の区域	1　小型定置漁業、小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業、その他漁業、小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業

二の表佐井村第二区域の項を次のように改める。

佐井村第二区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字福浦、字福浦川目及び字沼ノ平の区域	1　主として底建網漁業、その他漁業、小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業

二の表佐井村第三区域の項を次のように改める。

佐井村第三区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字長後及び字長後川目の区域	1　総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業 2　その他漁業、小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業以外の漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業以外の漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業

二の表佐井村第四区域の項を次のように改める。

佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	1　その他漁業、小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

二の表佐井村第六区域の項を次のように改める。

佐井村第六区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字原田、字原田川目及び字中道の区域	1　その他漁業、小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業

青森県告示第五百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年十一月二十日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇の一　角本　正春	岩屋
下北郡東通村大字岩屋字往来一三六の一　大槻　勝義	
下北郡東通村大字岩屋字往来一四四の一　三國　和博	

公　告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年十一月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
間山　一矢	青森市	青森市	細越	千種	247番1 ほか6筆
山﨑　優	青森市	青森市	細越	千種	156番1 ほか12筆
葛西　誠也	青森市	青森市	浪岡大字樽沢	新里	157番 ほか1筆
葛西　誠也	青森市	青森市	浪岡大字樽沢	村元	354番28
常田　良彦	青森市	青森市	浪岡大字北中野	北畠	415番 ほか2筆
株式会社耕遊舎	青森市	青森市	浪岡大字高屋敷	社元	35番 ほか8筆
藤田　勇貴	青森市	青森市	浪岡大字高屋敷	野下	12番 ほか1筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		天間舘大沢	87番1 ほか5筆
吉本　修	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	鳥喰谷地	106番25
坂岡　正	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	鳥喰谷地	106番27

教　育　委　員　会

学校職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

学校職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の注の3中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長　鶴　岡　真　治

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
張山ひでかず後援会	張山　喜隆	渋谷　徹	青森市幸畑三丁目一二の一	令和八・一〇・二
チーム成田かずよし	成田　一義	成田　とし子	青森市港町三丁目四の五八	八・一〇・五
西つがるの未来を創る会	神　孝	佐藤　昭司	西津軽郡鰺ケ沢町大字新町二	八・一〇・八
山端博後援会	田口　大輔	山端　幸博	十和田市東二十二番町五の八	八・一〇・八
橋本篤哉後援会	橋本　篤哉	原　浩輔	上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四四八の四	八・一〇・一九
棟方たけひろ後援会	三國　航	棟方　梢	青森市千刈二丁目六の九	八・一〇・一九
秋元そうや後援会	櫻庭　楓太	小田桐　舜	平川市大光寺一滝本七三の一	八・一〇・二〇
杉山大栄後援会	杉山　大栄	杉山　洋子	上北郡横浜町字上イタヤノ木九三の一〇五	八・一〇・二〇

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和八年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長　鶴　岡　真　治

政党の支部

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	新	旧	異動年月日

政党以外の政治団体

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	異動年月日
坂本たかし後援会（中畑　肇）	代表者　中畑　肇	令和八・一〇・六
中田やすひと後援会（外崎　浩司）	代表者　外崎　浩司	八・一〇・六
升田世喜男後援会（升田　世喜男）	会計責任者　升田　啓子	八・一〇・二八
	会計責任者　櫻庭　義明	八・一〇・二八
自由民主党野辺地町支部（植竹　大剛）	主たる事務所の所在地　上北郡野辺地町字野辺地一九九の九	令和八・九・九
	代表者　植竹　大剛	
	主たる事務所の所在地　上北郡野辺地町字助佐小路五の四	
	代表者　岡山　義廣	

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長　鶴　岡　真　治

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
中道改革連合青森県第１区総支部	升田　世喜男	令和八・一〇・二八

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長　鶴　岡　真　治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
成田　一義	青森市議会議員	チーム成田かずよし	青森市港町三丁目四の五八	令和八・一〇・一

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長　鶴　岡　真　治

一の表中

「

医療法人雄心会青森新都市病院	〃　石江三丁目一

」を

「

青森新都市病院	〃　石江三丁目一

」に、

二の表中

三の表中

江陽五丁目	〃　江陽五丁目二七の二一
有料老人ホームクローバーズ・ピア八戸ひまわりの家Ｄ棟	〃　江陽二丁目一三の三八

を

江陽五丁目	〃　江陽五丁目二七の二一

に、

住宅型有料老人ホーム生協たむかいの家	〃　田向四丁目一三の八

を

介護付有料老人ホーム生協たむかいの家	〃　田向四丁目一三の八

に、

サービス付き高齢者向け住宅シニアパンションむつＢ	〃　横迎町二丁目一四の二七
ぎんなん荘	つがる市木造末広四三の五六
柏風園	〃　木造筒木坂鳥谷沢一八の九

を

サービス付き高齢者向け住宅シニアパンションむつＢ	〃　横迎町二丁目一四の二七
柏風園	つがる市木造筒木坂鳥谷沢一八の九

に、

特別養護老人ホーム静和園	〃　三四の一　中泊町大字中里字亀山四
有料老人ホームボヌール	〃　大字中里字宝森二九二

を

特別養護老人ホーム静和園	〃　三四の一　中泊町大字中里字亀山四

に、

青森県立さわらび療育福祉センター	〃　大字中別所字平山一六八
旭光園	〃　大字高杉字尾上山三五〇

を

青森県立さわらび療育福祉センター	〃　大字中別所字平山一六八

に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭